明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件の一部を改正する件（**農林水産**五八九）　一
○協同農業普及事業の運営に関する指針を定める件（**同**五九〇）　二
○高速自動車国道に関する件（**国土交通**三三六～三三八）　三
○道路に関する件（**北陸地方整備局**七八～八〇）　四
○道路に関する件（**近畿地方整備局**一二八、一二九）　五
○道路に関する件（**中国地方整備局**一〇一～一〇三）　五
○道路に関する件（**沖縄総合事務局**二三）
〔**官庁報告**〕
官庁事項
平成二十二年度予算等について報告（内閣）　五
労　働
最低工賃の改正決定に関する公示（宮城労働局最低工賃公示一）　七
国家試験
第六十五回作業環境測定士試験の実施（厚生労働省）　三九
第四十二回社会保険労務士試験の実施について（同）　四〇
〔**公　告**〕
諸事項
裁判所
公示催告、破産、免責、再生関係　四一
特殊法人等
独立行政法人都市再生機構、住宅型式性能認定、日本弁護士連合会懲戒の処分・裁決・日本司法支援センター対応室規則中一部改正関係　一〇七
地方公共団体
公債償還（東京都区）、教育職員免許状失効、行政死亡人関係　一〇八
会社その他
会社決算公告　一〇九

告示

○農林水産省告示第五百八十九号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第三条第一項の規定に基づき、昭和六十一年二月二十二日農林水産省告示第二百八十四号（肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件）の一部を次のように改正し、同法第三条第二項の規定に基づき、公告する。

平成二十二年四月九日

農林水産大臣　赤松　広隆

十三の表化成肥料の項中

二・六―ジクロロベンゾニトリル	一・五以下		

を

二・六―ジクロロベンゾニトリル	一・五以下		
二―（四―クロロ―六―エチルアミノ―一・三・五―トリアジン―二―イル）アミノ―二―メチルプロピオノニトリル及び二・六―ジクロロベンゾニトリル	三・〇以下		
（RS）―N―［二―（三・五―ジメチルフェノキシ）―一―メチルエチル］―六―（一―フルオロ―一―メチルエチル）―一・三・五―トリアジン―二・四―ジアミン及び二・六―ジクロロベンゾニトリル	〇・三〇以下		
	一・五以下		

に

N―（一―エチルプロピル）―三・四―ジメチル―二・六―ジニトロアニリン	二・二〇以下		

を

N―（一―エチルプロピル）―三・四―ジメチル―二・六―ジニトロアニリン	二・二〇以下		

改め、同表配合肥料の項中

N―（一―エチルプロピル）―三・四―ジメチル―二・六―ジニトロアニリン	二・二〇以下		

を

N―（一―エチルプロピル）―三・四―ジメチル―二・六―ジニトロアニリン	二・二〇以下		
三―アリルオキシ―一・二―ベンゾイソチアゾール―一・一―ジオキシド	〇・八〇以下		

に

改め、同表家庭園芸用複合肥料の項中

（E）―N―［（六―クロロ―三―ピリジル）メチル］―N’―シアノ―N―メチルアセトアミジン及びN―ベンジル―N・N―ジエチル―N―（二・六―キシリルカルバモイル）メチルアンモニウム塩	〇・〇七以下 〇・〇〇二以下		

を